

令和6年5月31日
区長室人事課

職員の懲戒処分について

品川区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

【サザエの密漁】

1 発生日

令和5年8月1日（火）

2 被処分者

所属：都市環境部

役職：技能主任

年齢：47歳

3 処分内容

減給2月（10分の1）

4 処分年月日

令和6年5月30日（木）

5 処分に係る事案の内容

被処分者は、令和5年8月1日（火）に共同漁業権の設定された漁場で、家族3名でサザエ75個を採っていたところ海上保安庁職員から取り調べを受けた。

その後、「漁業法違反」で起訴され、12月20日（水）に簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けた。

なお、罰金については直ちに納付済である。